

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額	
取 得 財 産 価 額		人 3,183	千円 211,775,445	
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		74	1,567,378	
債 務 控 除 額		1,685	20,066,616	
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		417	1,962,086	
課 税 価 格		3,207	195,238,293	
相 続 税 額	算 出 税 額	3,160	24,166,242	
	2 割 加 算 額	236	202,803	
	計	3,160	24,369,045	
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	141	234,824	
	配 偶 者	526	7,717,376	
	未 成 年 者	33	8,294	
	障 害 者	57	56,522	
	相 次 相 続	121	146,688	
	外 国 税 額	-	-	
	計	832	8,163,704	
差 引 税 額	実	2,778	16,205,341	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		19	51,699	
小 計		2,777	16,153,642	
納 税 猶 予 額		24	415,801	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実	2,769	15,774,480
	還 付 税 額	実	15	36,639
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,045	86,690,000	

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 15 年分	3,402	214,142,450	29,997,492	9,889,088	2,942	19,368,344	1,054
平成 16 年分	3,059	187,486,376	22,325,549	7,159,586	2,606	14,398,795	997
平成 17 年分	3,252	199,525,378	24,958,601	8,552,172	2,750	15,680,149	1,061
平成 18 年分	3,149	210,482,891	32,086,939	7,699,692	2,679	23,847,085	1,026
平成 19 年分	3,207	195,238,293	24,369,045	8,163,704	2,769	15,774,480	1,045

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	295	16,713,784	260	1,017,097	98
熊本東	386	27,889,429	328	2,429,833	126
八代	61	3,703,005	51	196,692	25
人吉	29	2,381,124	27	214,067	11
玉名	56	2,980,766	49	164,291	19
天草	52	2,771,055	42	142,814	18
山鹿	32	1,760,795	27	84,269	11
菊池	84	4,306,628	78	162,869	28
宇土	40	2,127,671	29	81,844	13
阿蘇	18	1,522,570	15	136,249	8
熊本県計	1,053	66,156,827	906	4,630,024	357
大分	385	21,457,465	332	1,565,846	126
別府	115	7,603,582	99	707,538	46
中津	33	2,585,284	32	369,974	11
日田	49	3,123,928	44	167,790	19
佐伯	39	2,022,314	29	103,078	13
臼杵	17	471,117	16	x	3
竹田	3	284,168	2	x	2
宇佐	24	1,527,765	23	103,743	8
三重	20	1,359,132	17	80,706	7
大分県計	685	40,434,755	594	3,122,546	235
宮崎	261	16,077,324	227	1,192,388	88
都城	80	4,155,522	64	325,714	25
延岡	98	7,780,074	85	896,463	30
日南	27	2,949,177	26	840,047	9
小林	16	1,071,172	14	49,244	7
高鍋	38	2,008,914	35	168,440	9
宮崎県計	520	34,042,183	451	3,472,296	168
鹿児島	561	31,743,122	493	2,704,636	171
川内	60	2,473,370	48	124,976	13
鹿屋	45	2,285,292	37	119,336	17
大島	40	2,102,106	33	170,580	12
出水	12	780,380	10	74,567	4
指宿	24	1,360,873	21	108,783	8
種子島	15	1,653,504	12	160,496	6
知覧	24	735,051	22	16,597	7
伊集院	48	1,698,220	45	105,816	9
加治木	99	8,208,446	80	861,562	32
大隅	21	1,564,164	17	102,264	6
鹿児島県計	949	54,604,528	818	4,549,614	285
総計	3,207	195,238,293	2,769	15,774,480	1,045

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 3,211	千円 195,254,621	人 2,770	千円 15,916,084	人 1,045
	修正申告による増差額	63	736,751	95	41,795	38
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	36 △	753,079	48 △	183,400	24
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,207	195,238,293	実 2,769	15,774,480	実 1,045
過 年 分	申 告 額	107	4,410,196	99	223,096	45
	修正申告による増差額	854	9,114,119	1,185	1,684,850	447
	更正による増差額	6	96,502	8	24,842	3
	更正等による減差額	164 △	2,160,564	196 △	523,222	86
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,091	11,460,253	実 1,431	1,409,565	実 511
合 計	申 告 額	3,318	199,664,817	2,869	16,139,180	1,090
	修正申告による増差額	917	9,850,870	1,280	1,726,645	485
	更正による増差額	6	96,502	8	24,842	3
	更正等による減差額	200 △	2,913,643	244 △	706,622	110
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,298	206,698,546	実 4,200	17,184,045	実 1,556

調査対象等： 「本年分」は、平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成18年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年11月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成17年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	5	118	23	1,356	-	-
過 年 分	829	131,742	84	29,578	90	76,263
合 計	834	131,860	107	30,934	90	76,263

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	232	19,268,198	616,688	141,782	278,882	556
1億円超	545	75,951,093	692,259	563,524	2,803,256	1,847
2 "	142	34,676,081	134,412	441,553	2,911,098	545
3 "	87	32,487,115	20,086	358,661	3,827,856	346
5 "	23	13,334,048	103,932	135,085	2,203,875	91
7 "	9	7,139,389	-	225,407	1,080,081	35
10 "	6	9,816,761	-	71,373	2,283,852	20
20 "	1	2,581,936	-	27,900	527,183	4
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,045	195,254,621	1,567,378	1,965,286	15,916,084	3,444

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	4	49	67	75	37	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	29	95	181	145	67	14	6	3	1	-	1
2 "	1	7	22	31	40	23	10	5	1	-	1	1
3 "	-	1	11	31	22	12	5	3	-	-	-	2
5 "	-	-	1	7	8	6	1	-	-	-	-	-
7 "	-	-	1	3	2	2	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	86	199	330	256	110	32	14	4	1	1	4

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	328	5,337,192
	畑（ ” ）	386	9,458,208
	宅地（借地権を含む。）	973	69,362,816
	山林	357	1,129,658
	その他の土地	327	5,948,259
	計	986	91,236,133
家屋、構築物		927	13,354,930
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	136	659,507
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	33	95,427
	売掛金	57	307,049
	その他の財産	84	586,199
	計	189	1,648,183
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	241	12,623,782
	同上以外の株式及び出資	507	7,426,424
	公債及び社債	260	5,098,419
	投資・貸付信託受益証券	245	5,651,067
	計	725	30,799,693
現金、預貯金等		1,036	42,721,541
家庭用財産		768	467,538
その他の財産	生命保険金等	281	11,831,225
	退職金及び功労金等	102	5,427,768
	立木	138	178,817
	その他	896	14,119,482
	計	936	31,557,292
合計		1,044	211,785,309
相続時精算課税適用財産価額		57	1,567,378
債務		916	17,764,505
葬式費用		1,017	2,298,847
計		1,032	20,063,352
差引純資産価額		1,045	193,289,335
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		212	1,965,286
課税価額		1,045	195,254,621

調査対象等：平成19年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。